平成２９年（フ）第５３号
山形県鶴岡市城南町19番19号　Ｌｕｎｅ　Ｍｏｄｕｌｅ（７）
債務者　山口沙緒里
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　麻里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第２６９号
北海道旭川市川端町３条７丁目３番13号　良岳ＭＳ　103号
債務者　小松　　学
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８号
長野県小諸市大字加増1207番地３　コーポグリーンヒル２号
債務者　笹平　　貴
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　岳史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２８８号
長崎県長崎市大手１丁目２番13―101号
債務者　駒場　明美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
長崎県長崎市滑石４丁目３番９―503号
債務者　川瀬　晴美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　利雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
沖縄県糸満市西崎２丁目43番８号
債務者　大城　健二
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　純匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１３６号
横浜市港北区仲手原１丁目18番10号　八大ハイツＢ―103
債務者　竹田　伸明
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３６号
大阪府門真市江端町５番３―１号
債務者　曽田久仁利
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６号
名古屋市千種区今池２丁目11番18号　第２メゾン愛生101号
債務者　松尾　一朗
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野田弦起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４号
長野市大岡丙2861番地３
債務者　近藤　一成
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　能央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
横浜市港北区新吉田町3359番地８
債務者　平柳　和磨
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田鍋　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８号
愛知県一宮市木曽川町黒田七ノ通り258番地１　シャルムセブン302号
債務者　篠原　　悟
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７９４号
埼玉県川口市戸塚南１丁目９番20―103号
債務者　馬場　信幸
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８０号
名古屋市天白区中平１丁目103番地　アピエス原1403号
債務者　髙橋　治郎
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　箕浦　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４４０号
札幌市西区発寒５条６丁目１番１号　パレス秀高第６―105号
債務者　武田　幸生
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５２号
札幌市北区篠路10条３丁目２番10―103号
債務者　塚田　美鈴（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部